

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>〔第一項から第十四項まで略〕</p> <p>参議院議員が、令和四年二月二十八日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二の規定は、適用しない。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔第十七項及び第十八項略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額は、前項及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、同項に規定する額から七万七千円を減じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>〔第一項から第十四項まで略〕</p> <p>参議院議員が、令和四年七月三十一日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二の規定は、適用しない。</p> <p>前項の規定により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たつては、同項の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとする。</p> <p>〔第十七項及び第十八項略〕</p> <p>議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。</p> <p>〔新設〕</p>